

非鉄スラグ製品の製造・販売管理ガイドライン見直しのポイント

日本鉱業協会は、非鉄スラグ製品に起因する問題の発生の防止対策として、2005年9月に非鉄スラグ製品の製造販売管理ガイドラインを作成し、2008年2月に改正。その後、環境安全品質が規定され且つ、昨今のスラグ問題に対応すべく、非鉄スラグ製品の一層の管理強化に向けて、2016年2月にガイドラインを大幅に改正した。改正されたガイドラインに沿って各社適正に管理運用を行ってきた。しかし、外部環境の変化と更なる管理強化・運用改善のために以下の点についてガイドラインを改正する。

(1) 非鉄スラグ製品のガイドラインを遵守する対象者の更なる明確化

ガイドラインを遵守すべき対象者を明確にするために、改正前のガイドラインでは、「対象となる製造・販売する関係会社」とのみ規定されていたものを、「対象となる製造・販売する関係会社及び事業所」と追記した。

(2) 廃棄物として処理される非鉄スラグの扱い

改正前のガイドラインでは、2-2.廃棄物として処理される非鉄スラグの取り扱いとして、「各会員及び製造・販売する関係会社」（以下「各会員」という。）は、使用場所・用途に応じて適用する「品質及び環境安全品質」を満たさない非鉄スラグは非鉄スラグ製品として販売しない。と規定しているため、両方の条件を満たすことが必須である必要がある。実際の運用上は、and と or の両方の意味を持たせなければいけないため、当該部分の表現を、「品質及び/又は環境安全品質」と変更する。

(3) 出荷検査時に従う規定、取り決めについて

4-3. 出荷検査において、非鉄スラグ製品の出荷検査は、原則として、「各会員」により、JIS、または需要家との間の取り決めに従い行われることとする。と規定されていたが、JIS、本ガイドライン、需要家との取り決め、と明確にした。

(4) 不適切な販売取引の防止

改正前ガイドラインにおいて、6-3.受注前、(4) 販売上の留意点、として、「各会員」が支払う運送費や業務委託費等が販売代金以上となるおそれがある場合は、販売先以外の第三者を運送業者や業務委託先等として選定しなければならないことを規定したが、非鉄スラグにおいては業務委託費を支払った事例がなく、「業務委託費等」「業務委託先等」の部分を削除するとともに、誤解を招かぬよう、輸送業者の選定先を販売先及び施工業者以外の第三者、と追記した。

(5) 環境安全品質への適合性強化

6-4. 受注・納入に際し、非鉄スラグ製品が使用される場所に応じて適用される環境安全品質とそれへの適合性について需要家に提示するため、コンクリート用銅スラグ骨材及びアスファルト混合物用銅スラグ骨材は、環境安全形式検査成績表と混合率の上限を提出しなければならないと規定していたが、正確性を高めるため、コンクリートの**単位量**の**上限**を規定すると変更した。

また、新たな用途として銅スラグ、亜鉛スラグの黒い特徴を生かした意匠材としての利用を追加した。